

○財務省告示第二百五十一号

(明治二十九年法律第五号)

第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年七月六日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

財務大臣 与謝野馨

(別表)

										動券利 ・へ付 物國 年価庫 )連債	称國 債 の 名
	第六回						第五回		第三回	第二回	記 号
	六十七億円	一億円	三億円	二億円	二億円	十億円	二億円	九億円	十五億円	八億円	総額 額面金額の
八十七円三十銭	八十七円二十四銭	八十八円九十銭	八十八円二十六銭	八十八円二十五銭	八十八円二十一銭	八十八円二十銭	八十七円十五銭	八十八円九十五銭	八十八円四銭	九十二円七十五銭	た額 り面金額 の買入価格 百円当



〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	第十回	〃	〃	第九回	〃	〃	〃	〃	第八回	〃	〃	〃	〃	〃
五十億円	五十億円	十億円	五億円	五十億円	十億円	五十億円	五億円	二十億円	五億円	十億円	二十億円	三十億円	一億円	二十一億円	五十億円	二億円	
八十七円九十一錢	八十七円六十六錢	八十七円六十錢	八十七円五十一錢	八十八円四十一錢	八十七円十一錢	八十七円九十一錢	八十七円八十八錢	八十七円九十九錢	八十七円五十九錢	八十七円四十九錢	八十七円三十九錢	八十七円十四錢	八十七円十四錢	八十七円八十四錢	八十七円六十二錢	八十七円六十一錢	

合 計	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	第 十 五 回	第 十 三 回	〃	〃	第 十 二 回	〃	第 十 一 回	〃
円一千百十六億	十五億円	二十億円	五十億円	五十億円	十一億円	十億円	五億円	十億円
	八十八円二十錢	八十八円	八十七円七十五錢	八十七円五十錢	八十七円十五錢	八十七円八十五錢	八十七円七十五錢	八十七円九十五錢